

東日本大震災に係る訪問看護 サービスの特例措置について

東日本大震災に係る訪問看護サービスの特例措置について

【特例省令の内容】

- 東日本大震災への対応として、基準該当居宅サービスに該当する訪問看護サービス（以下「特例看護サービス」という。）を実施する場合に事業者が配置すべき保健師、看護師又は准看護師の員数を常勤で1以上に緩和する特例措置を平成24年2月29日まで実施している。なお、特例措置の対象区域は、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）としている。

【特例看護サービスの実施状況等】

- 平成24年2月から一事業所（福島県福島市）が特例看護サービスを提供するものとして申請が受理された。
- 一部の市町村及び広域連合からは特例措置の期間を延長する要望がある。

【対応案】

- 特例措置を平成24年9月30日まで延長する。
- 特例措置の対象区域は、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村とする。
- また、「東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべきである。」との答申を踏まえ、①特例看護サービスを提供している事業者が訪問看護ステーションの人員基準を満たした場合、②特例看護サービスを提供している事業者の近隣に訪問看護事業所が新設され、他の事業所において利用者の受入れが可能な場合、は特例措置を廃止することとする。
- さらに、市町村においては、①訪問看護サービスの実施状況の把握、②事業所間のサービス調整やサテライト事業所の設置促進による必要な訪問看護サービスの確保、③看護職員確保のための必要な支援などの対策を実施すること。

(参考資料)

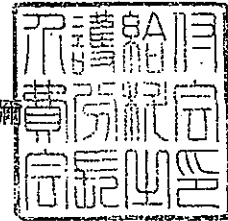


分介発0413第1号
平成23年4月13日

社会保障審議会
会長 大森 彌 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 彌



東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の制定について（報告）

平成23年4月13日厚生労働省発老0413第2号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり制定することを了承するとの結論を得たので報告する。

なお、今回制定する基準は、東日本大震災に対処するための特例措置であり、この限りの取扱いとするべきである。